

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28

国土調査のあり方に関する検討小委員会
中間とりまとめ（案）

平成31年2月

国土審議会 土地政策分科会 企画部会
国土調査のあり方に関する検討小委員会

1	目次	
2	I. はじめに	3
3	II. 地籍調査の現状と課題	3
4	(1) 地籍調査の概要と効果	3
5	(2) 地籍調査の実施状況	4
6	(3) 地籍調査をとりまく社会・経済状況の変化	4
7	① 人口減少・高齢化の進展	4
8	② 所有者不明土地問題の顕在化	4
9	③ 風水害の激甚化と巨大地震の懸念	5
10	(4) 課題と今後の対応方針	5
11	① 地籍調査の抱える課題	5
12	② 課題に対する対応方針	6
13	III. 今後講じるべき具体的方策の方向性	6
14	(1) 調査の迅速化（一筆地調査の見直し）	6
15	① 土地所有者等の探索の合理化	6
16	② 土地所有者等の筆界確認手法の多様化	7
17	③ 土地所有者等の所在が不明な場合の措置の導入	7
18	④ 土地所有者等の協力が得られない場合の措置の導入	8
19	⑤ 土地所有者等への調査では筆界が判明しない場合の措置の導入	8
20	(2) 都市部の地籍調査の迅速化	8
21	① 官民境界等先行調査の促進	8
22	② 地籍調査の効率化に向けた民間等の測量成果（地積測量図等）の活用	9
23	③ 民間等の測量成果の国土交通大臣等指定（19条5項指定）制度の活用促進	9
24	(3) 山村部の地籍調査の迅速化	9
25	① リモートセンシングデータ活用手法の導入促進	9
26	② 林務部局との連携	10
27	(4) 調査区域の重点化	10
28	(5) 地籍調査情報の利活用	10
29	(6) その他全般的事項	10
30	① 法務局との連携	10
31	② 地籍調査に関する普及啓発等	11
32	③ 測量等の技術発展を踏まえた地籍調査の効率化	11
33	④ その他	11
34	IV. おわりに	11
35		
36		

1 I. はじめに

- 2
- 3 • 国土審議会 土地政策分科会 企画部会 国土調査のあり方に関する検討小委
4 員会（以下「本小委員会」という。）では、2020年度からの次期国土調査事業
5 十箇年計画を見据え、地籍調査の実施状況を振り返るとともに、社会・経済状
6 況の変化に対応しつつ地籍調査を早期に実施し、その効果を最大限発現させ
7 るよう、効率的な調査手法や計画目標設定の考え方、調査成果の所有者不明土
8 地等対策等への利活用のあり方等について、地方公共団体等からの地籍調査
9 の課題や、新たな技術・手法の導入に係る報告等を踏まえ、昨年10月から4
10 回にわたり検討を行ってきたところである。
- 11 • 本委員会と並行して開催されている国土審議会土地政策分科会特別部会
12 では、所有者不明土地問題の顕在化等を背景に、土地の利用・管理に関する責務
13 をはじめとする土地所有に関する基本制度等について議論されているが、こ
14 の中でも、土地の適切な利用・管理を促すための諸施策を実効あらしめるため
15 の基礎的なインフラとして、土地の境界を明確化することが重要と指摘され
16 ており、その役割を担う地籍調査の重要性はこれまでも増して高まっている
17 ところである。
- 18 • 本中間とりまとめは、こうした状況の下、中長期的な地籍整備の推進に関す
19 る検討会¹での議論も踏まえ、昨年6月の所有者不明土地等対策の推進に関す
20 る閣僚会議の基本方針²で示された「一部の所有者が不明な場合を含めて調査
21 を円滑かつ迅速に進めるための措置」等について、その方向性をとりまとめた
22 ものである。

24 II. 地籍調査の現状と課題

26 (1) 地籍調査の概要と効果

- 27 • 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査は、毎筆の土地
28 について、その土地の所有者、地番及び地目を調査するとともに、境界及び
29 地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊にとりまとめるものであ
30 る。
- 31 • 地籍調査の成果は、都道府県知事等の認証を経て、その写しが登記所に送
32 付され、これに基づき、土地の表示に関する登記等の記録内容が改められる
33 とともに、地籍図がそれまでの図面（公図等）に替えて、正式な「地図」と
34 して備え付けられることとされている。
- 35 • 地籍調査を実施することにより、境界紛争の未然防止等による土地取引等
36 の円滑化や土地資産の保全、公共事業や民間開発事業、防災関連事業等の計
37 画的な推進、災害復旧の迅速化、森林施業の円滑化など、多岐にわたる効用
38 が生じる。

1 座長：清水英範東京大学大学院工学系研究科教授。2017年6月設置、2018年2月中
間とりまとめ

2 所有者不明土地等対策の推進に関する関係閣僚会議決定（2018年6月1日）

- 1 • 例えば、公共事業等の際には、土地の基礎的情報が明確化されることで、
2 用地リスクの少ない計画の策定が可能となるなど、事業期間の短縮・コスト
3 縮減が図られる。また、東日本大震災の際には、地籍調査が実施済みであつ
4 た地域において、その成果を活用することで、用地取得が円滑に進み、迅速
5 な事業の実施につながった例もあったところである。

6 7 (2) 地籍調査の実施状況

- 8 • 地籍調査の実施状況については、全国の対象面積 286,200 ㎥³に対して、
9 2017 年度末までの実施累計面積は 148,597 ㎥³であり、進捗率は約 52%とな
10 っている。また、地域別では、都市部 (DID³) の進捗率が約 25%、山村部
11 (林地) の進捗率が約 45%と、全国平均に比べて低い水準にとどまってい
12 る。
13 • また、現在の第 6 次国土調査事業十箇年計画 (2010～2019 年度) の 2017
14 年度までの実施面積は 8,023 ㎥³であり、期間末の時点では、計画の半分程度
15 の進捗となる見込みである。
16 • 地籍調査の完了・実施中の市区町村の数は、2017 年度末時点で、完了市
17 区町村数 508・実施中の市区町村数 786 (合計 1,294) であり、未着手・休
18 止市区町村の数は 447 であるが、2010 年度末との比較で実施中の市区町村
19 数は約 1 割増加するなど、東日本大震災を契機として地籍調査の重要性に
20 対する認識が高まっている。

21 22 (3) 地籍調査をとりまく社会・経済状況の変化

23 ① 人口減少・高齢化の進展

- 24 • 我が国の総人口は明治期以来ほぼ一貫して増加してきたが、2008 年の 1
25 億 2,808 万人をピークに減少に転じている。国立社会保障・人口問題研究所
26 の 2017 年の推計 (中位推計) によると、2053 年には人口が 9,924 万人と 1
27 億人を割り込むと推計されているように、今後当面は人口減少社会が続くと
28 見込まれている。また、同時に、65 歳以上の高齢化率も急激に増加し、2053
29 年には 38.0%に達すると推計されている。
30 • 地籍調査においては、こうした人口減少・高齢化の進展により、土地所有
31 者等 (土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人をいう。以
32 下同じ。) による人証が失われ、現地での立会いや土地所有者等の有する境
33 界に関する知見・情報を基にした現在の調査手法によることが、今後ますます
34 困難となるおそれがある。

35 36 ② 所有者不明土地問題の顕在化

- 37 • 人口減少や超高齢社会の到来に伴う土地利用ニーズの低下や地縁・血縁関
38 係の希薄化等により、資産としての土地に関する国民の意識が低下するなど
39 社会的状況が変化する中、相続登記が数代にわたって行われていないこと等
40 により、所有者不明土地に関わる問題が顕在化している。

3 Densely Inhabited District の略。国勢調査の結果に基づく人口集中地区。

- 1 ・ こうした所有者不明土地が存在することで、地籍調査のみならず、公共事
2 業の推進等の様々な場面において、所有者の探索等のため多大な時間・費用・
3 労力を要し、円滑な事業の実施への支障となっている。

4 5 ③ 風水害の激甚化と巨大地震の懸念

- 6 ・ 近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、今後気候変動によ
7 り、極端な降雨がより頻繁に生じるおそれがある。また、中央防災会議が公
8 表している被害想定⁴によれば、今後 30 年以内に 70～80%という確率で発
9 生が懸念される南海トラフ地震では、最大震度 7 で 34m の津波が想定され、
10 広い範囲で甚大な被害が生じるおそれがあるとされている。
- 11 ・ 昨年だけでも平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年台風第 21 号、平成 30 年北
12 海道胆振東部地震をはじめとして災害が相次いで発生していることを踏ま
13 えれば、近年の気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化に備える観点
14 から、特に被災想定地域等において、円滑な防災・減災事業の実施や、迅速
15 な復旧や創造的な復興に資するよう地籍調査の速やかな実施が求められる。

16 17 (4) 課題と今後の対応方針

- 18 ・ 上記のような社会・経済状況の変化を踏まえ、現在の地籍調査の課題と今
19 後の対応方針を示すと、以下のとおりである。

20 21 ① 地籍調査の抱える課題

- 22 ・ 全国的に未実施地域が多く残されている中、現在の進捗では、当面地籍調
23 査が行われない地域が相当程度残るとともに、特に被災想定地域等の緊急
24 性・重要性が高い地域での調査の遅れが懸念されることから、調査手法の見
25 直し等による地籍調査の迅速化・円滑化が不可欠である。
- 26 ・ 地籍調査が円滑に進まない要因としては、一筆地調査において、土地所有
27 者等の確認を得られず筆界未定となることを避けるため、土地所有者等の探
28 索や筆界の確認を得ることに時間を要していることが挙げられる。これは、
29 筆界未定となることで、協力が得られた隣接地も含めて、土地の取引等の支
30 障となる場合があるからである。
- 31 ・ 地域別にみると、特に調査の進捗が遅れている都市部では、地価が高く土
32 地所有者等の権利意識が強いことに加え、土地が細分化されており権利関係
33 も複雑であるため、土地所有者等による境界確認が困難であることなどが、
34 地籍調査実施の支障となっている。

35 一方、都市部では、道路等に囲まれた街区を単位に再開発やまちづくり計
36 画が進められていることが多く、また、災害時には道路等のライフラインの
37 早期復旧が特に重要となることから、一部の市区町では、地籍調査の工程の
38 うち街区を形成する道路等と民有地との境界（以下「官民境界」という。）
39 の調査・測量を先行して行う、いわゆる官民境界等先行調査を実施している
40 が、その成果には、現行法制度上の位置付けが明確でなく、市区町での公表

4 中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（2013年3月18日）

1 等の活用は限定的である。当該成果が公表されれば、その後行われる各種調
2 査・測量等における活用も見込まれる。

- 3 ・ また、国土調査以外の民間等の測量成果を国土調査法に基づく国土交通大
4 臣等の指定により地籍調査の成果として取り扱う制度(19条5項指定制度)
5 について、現計画では都市部での活用を促進しているが、民間等にとり手間
6 がかかること等から、指定は十分に進んでいない。

7 さらに、個々の土地取引等に際し、登記申請の添付書類として作成される
8 地積測量図についても、都市部を中心に数多く存在しているものの、地籍調
9 査での活用は限定的となっている。

- 10 ・ 他方、同じく進捗が遅れている山村部では、調査対象面積が大きい一方で、
11 土地所有者等の高齢化や不在村化により境界の確認が困難であることなど
12 が、地籍調査実施の支障となっており、これを踏まえた調査・測量手法の効
13 率化が急務である。

- 14 ・ これらのほか、地籍調査の過程で得られた土地所有者等に関する情報につ
15 いては、所有者不明土地等への対策に関して、十分に活用されていないとの
16 指摘がある。

17 18 ② 課題に対する対応方針

- 19 ・ 今後、人口減少・高齢化が急激に進むであろうことに鑑みると、可能な限
20 り早期に地籍調査を実施し、その効果を最大限発現できるよう、より戦略的
21 に地籍調査を進めることが必要である。

22 このため、現在の一筆地調査を中心とする地籍調査手法について、より円
23 滑化・迅速化させるための見直しを行うとともに、調査がより緊急性の高い
24 地域から実施されるよう、調査区域の重点化を更に進める必要がある。

- 25 ・ 特に都市部においては、官民境界情報の迅速な整備・活用のための法的枠
26 組みの構築や民間測量成果等の有効活用等により、また、山村部においては、
27 新技術等を活用した合理的・効率的な境界確認手法・測量手法の導入等によ
28 り、円滑かつ迅速に地籍調査を進める必要がある。

- 29 ・ また、地籍調査票等の地籍調査の過程で作成した土地所有者等に関する資
30 料について、所有者不明土地等対策に有効活用する必要がある。

- 31 ・ これらの検討に当たっては、現地調査の合理化をはじめとした調査手法の
32 見直しと新技術を用いた測量手法の導入とを一体的に進めることが重要で
33 ある。また、地籍調査の実施主体である地方公共団体の意見を十分に聴くこ
34 とが重要である。

35 36 Ⅲ. 今後講じるべき具体的方策の方向性

37 38 (1) 調査の迅速化(一筆地調査の見直し)

39 ① 土地所有者等の探索の合理化

- 40 ・ 一筆地調査の準備作業として、地籍調査の実施主体が土地所有者等に現地
41 調査の通知を行うに当たり、登記簿だけでは土地所有者等が不明であるか又
42 は所在が判明しない場合には、住民票や戸籍等のほか、近隣住民への聞き取り

1 等により追跡調査を行っているが、多くの時間と手間がかかっている状況で
2 ある。

- 3 ・ このため、地籍調査の実施に必要な範囲内での住民票や戸籍以外の情報に
4 アクセスしやすい環境の整備、土地所有者等の探索範囲の明確化、所有者不
5 明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以
6 下「所有者不明土地法」という。）第 40 条に基づき法務局が行う長期相続登
7 記未了土地解消作業の成果の活用等により、所有者等の探索を合理化する必
8 要がある。

9 10 ② 土地所有者等の筆界確認手法の多様化

- 11 ・ 現在、筆界の確認は、原則として、土地所有者等による現地での立会いの
12 もとで行っているが、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号。
13 以下「準則」という。）第 30 条第 2 項の規定により、立会いが得られないこ
14 とについて相当の理由がある場合に限り、筆界案の送付等による確認手法が
15 認められている。相当の理由の具体例としては、通知⁵上、土地所有者等の
16 所在が遠方である場合や調査地域の地形が急峻である場合等が例示されて
17 いるものの、その要件が明確でないとの意見があり、筆界案の送付等による
18 確認手法は十分に活用されていない。
- 19 ・ このため、筆界確認手法の多様化を行い、土地所有者等による現地での立
20 会いに基づく調査実施が困難又は不適当な場合に、筆界案の郵送による確認
21 や集会所での確認など、筆界案の確認や調査をこれまで以上に柔軟に実施で
22 きるようにすることが必要である。例えば、土地所有者等が現地での立会い
23 ではなく郵送等による確認を希望する場合に、当該手法での調査を可能とす
24 ることが考えられる。

25 26 27 ③ 土地所有者等の所在が不明な場合の措置の導入

- 28 ・ 現在、互いに隣接する土地の一方又は双方の土地において、一部の土地所
29 有者等の所在は判明しているものの、所在が不明な土地所有者等がいる場合
30 には、準則第 30 条第 3 項の規定により、筆界を明らかにする客観的資料が
31 ある場合に限り、所有者等の確認を得ずに調査ができるとされている。しか
32 し、所在が判明した一部所有者等による筆界の確認が可能な場合でも、筆界
33 を明らかにする客観的資料が乏しい場合には、筆界未定とせざるを得ない。
34 また、同項の客観的資料については、その範囲が明確でないとの意見があ
35 る。
- 36 ・ このため、一部の土地所有者等の所在が不明で、客観的資料が乏しい場合
37 であっても、所在が判明した一部所有者等により筆界案の調査・確認が可能
38 なときは、例えば、筆界案の公告等の一定の手続を経た上で、調査を進める
39 ことができる仕組みなどを検討することが必要である。

⁵ 山林及び原野における筆界案を用いた筆界の確認方法について（平成 23 年 3 月 18 日
付国土国第 633 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）

1 また、客観的資料に関する判断に資するよう、その範囲の明確化を行う必要
2 がある。

3
4 **④ 土地所有者等の協力が得られない場合の措置の導入**

- 5 ・ 土地所有者等の所在が判明しているにもかかわらず、立会いが拒否される
6 場合又は立会い依頼に何ら反応がなく、かつ、再度の通知や訪問などを行っ
7 てもなお土地所有者等の協力が得られない場合は、当該土地に隣接する土地
8 も含めて筆界未定とせざるを得ない状況にある。
- 9 ・ このため、土地所有者等に対し、②の筆界案の送付により確認を求めても
10 期限までに何ら回答がないなど、土地所有者等の協力が得られない場合には、
11 例えば、地籍図案の閲覧と意見提出機会の付与など、一定の手続を確保した
12 上で、調査を進めることができる仕組みを設ける必要がある。

13
14 **⑤ 土地所有者等への調査では筆界が判明しない場合の措置の導入**

- 15 ・ 隣接する土地所有者等の意見が一致しないなど、地籍調査の実施主体によ
16 る調査では筆界が判明しない場合、現在の地籍調査では筆界未定とせざるを
17 得ない状況にある。一方、筆界の現地における位置を特定する制度として不
18 動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）に基づく筆界特定制度があるが、申
19 請主体が土地所有者等に限定されていることから、地籍調査の実施主体が主
20 体的に当該制度を地籍の明確化を図るための方策として活用することがで
21 きない状況にある。
- 22 ・ このため、地籍調査の実施主体が筆界特定の申請を可能とする不動産登記
23 法の特例を設け、地籍調査の実施主体の判断により、地籍調査の過程での調
24 査や判断の内容を踏まえて筆界特定の申請を行い、法務局が筆界特定を行う
25 ことにより、筆界未定を避ける等、連携の仕組みを設ける必要がある。

26
27 **（２） 都市部の地籍調査の迅速化**

28 **① 官民境界等先行調査の促進**

- 29 ・ 災害対策やまちづくりの観点から、都市部の地籍調査の効果を早期発現さ
30 せるとともに、調査全体を効率化するためには、官民境界等を先行的に調査
31 し、その成果を公表し、活用を図るとともに、当該成果と整合した民間測量
32 成果の蓄積を促進することが重要である。一方、現行の官民境界等先行調査
33 は、地籍調査の途中段階に過ぎず、国土調査法上の認証の対象となっていな
34 いことから、成果の閲覧や公表等についても十分に行われていない。
- 35 ・ このため、地籍調査の実施主体が官民境界等を先行的に調査した場合の成
36 果を、国土調査法上の認証・公表の対象とするなど、その位置付けを明確に
37 すること等により、街区を形成する道路等の管理者などとも更なる連携を図
38 りつつ、官民境界等先行調査の促進を図る必要がある。また、整合性の高い
39 民間測量成果の蓄積を促進する観点や、土地取引等の円滑化を図る観点から、
40 広くその成果の活用を促す方策等についても検討する必要がある。
- 41 ・ また、都市部での国による官民境界基本調査（官民境界等先行調査と異な
42 り、所有者等の確認までは求めない）については、都市部における官民境界

1 情報整備の緊急性・重要性と、地籍調査の体制が十分でない市区町村への支
2 援の観点から、より効果の高い地域での実施を図るとともに、新技術や民間
3 測量成果を活用したより効率的な手法の検討などにも、取り組む必要がある。
4

5 ② 地籍調査の効率化に向けた民間等の測量成果（地積測量図等）の活用

- 6 ・ 土地取引が盛んな都市部では、精度は様々であるものの、地積測量図をは
7 じめとした各種測量成果がある程度存在している。これらは、地籍調査の前
8 提となる調査図素図の作成等に活用されているにとどまり、効率的に活用さ
9 れていると言いがたい。
- 10 ・ このため、①の官民境界等先行調査の実施により、当該成果と整合した民
11 間等の測量成果の蓄積を図るとともに、各種の測量成果を可能な範囲で活
12 用して後続の地籍調査における調査や測量を効率化するため、2018年度予
13 算により開発に着手した地籍調査の効率化のためのシステムの構築や、そ
14 の地方公共団体への導入等について検討する必要がある。

15 ③ 民間等の測量成果の国土交通大臣等指定（19条5項指定）制度の活用促進

- 16 ・ 19条5項指定制度については、地籍調査と同等の精度等にするための費
17 用に係る補助金制度を創設するなどの促進策を講じているが、民間等の申請
18 主体にとっては追加的な手間がかかることなどから、指定が十分に進んでお
19 らず、また、国土交通大臣等に直接申請される仕組みとなっているため、地
20 籍調査の実施主体との連携が十分に図られていない。
- 21 ・ このため、例えば、19条5項指定申請等があった場合に、国土交通大臣
22 等がその旨を関係地方公共団体に通知する仕組みや、民間等が行った測量成
23 果について、地籍調査の実施主体等が代わりに19条5項指定申請を行うこ
24 とができる制度等、指定の促進策について検討する必要がある。

25 26 (3) 山村部の地籍調査の迅速化

27 ① リモートセンシングデータ活用手法の導入促進

- 28 ・ 土地所有者等の高齢化が進み、急峻かつ広大な土地が多い山村部の地籍調
29 査においては、現地での作業を最小限にとどめ、空中写真等のリモートセン
30 シングデータを活用した効率的な測量手法や当該測量データを活用した集
31 会所での筆界確認手法を取り入れることが、地籍調査の迅速化のために重要
32 である。しかしながら、このリモートセンシングデータ活用手法については、
33 昨年5月に国土交通省のマニュアル⁶が策定されたところではあるものの、
34 手法は確立途上の段階にある。
- 35 ・ このため、地籍調査の実施主体の協力を得て様々な地域条件における実績
36 を積み重ねることで、手法の確立を図るとともに、当該手法を広く地籍調査
37 の実施主体に普及させる必要がある。また、当該手法を導入するための環境
38 整備として、必要に応じて国が広域的に効率良くリモートセンシングデー
39 タを取得し、地方公共団体に提供するなどの措置を講ずる必要がある。なお、
40

6 リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアル（平成30年5月31日付
国土籍第215号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）

1 当該手法の実施に当たっては、様々な用途で作成されている既存のリモート
2 センシングデータについても積極的に活用する必要がある。

3 4 ② 林務部局との連携

- 5 ・ 山村部では、本年 4 月から森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）に
6 基づく新たな森林経営管理制度が開始されること等により、土地の境界を明
7 らかにするニーズが高まっており、これまでも、森林施業のため、土地所有
8 者等の立会いの下で簡易な測量により、森林境界明確化活動が行われてきた
9 ところである。
- 10 ・ このため、山村部における効率的な地籍調査の推進を図る観点から、森林
11 境界明確化活動と地籍調査の実施予定等の調整や既存成果の活用等につい
12 て、林務部局と地籍部局とが、より緊密に連携して取り組むことが必要であ
13 る。

14 15 (4) 調査区域の重点化

- 16 ・ 今後、人口減少・高齢化が加速度的に進むであろうことに鑑みると、調査
17 をより迅速化させるための手法の見直しと併せて、調査がより緊急性の高い
18 地域から実施されるよう、調査区域の重点化を更に進めるとともに、当該地
19 域での実施を促進する仕組みが必要である。
- 20 ・ このため、例えば、第 6 次計画策定時に定めた優先実施地域等について、
21 整理を行い、より明確化を図るとともに、緊急性の高い地域における地籍調
22 査の進捗状況や直近の取組状況が明らかになるよう、適切な指標の設定を検
23 討する等の必要がある。

24 25 (5) 地籍調査情報の利活用

- 26 ・ 地籍調査の過程で得られた土地所有者等に関する情報について、公共事業
27 の実施時等における所有者不明土地等への対策に関して、十分に活用されて
28 いない状況であった。
- 29 ・ このため、所有者不明土地法において、一定の場合に市区町村が保有する
30 土地所有者等に関する情報の内部利用・外部提供が可能とされたところであ
31 り、これを踏まえ、昨年 11 月の同法の一部施行に合わせ、国土交通省から
32 通知を発出し、地籍調査票等の適切な保管、同法に基づく地籍調査票等の情
33 報の適切な提供等について周知するなど、地籍調査情報を有効活用するた
34 めの環境整備を行ったところである。
- 35 ・ 当該制度に基づき、地籍調査の過程で得られた土地所有者等に関する情報
36 が適切に活用されているかについて、フォローアップが必要である。

37 38 (6) その他全般的事項

39 ① 法務局との連携

- 40 ・ 効率的かつ適正な地籍調査の推進を図るため、法務局が実施している登記
41 所備付地図作成作業との連携や、一筆地調査を中心とした地籍調査の実施過
42 程におけるより密接な連絡調整など、地籍調査の実施主体と法務局との連携

1 を更に深めることが必要である。

2 3 ② 地籍調査に関する普及啓発等

- 4 ・ 地籍調査の効率的かつ円滑な実施を図るため、国土交通省ホームページ
5 (地籍調査 Web サイト) の充実を図ること等により、地籍調査の必要性や
6 効果に関する国民への情報発信等の普及啓発に努めるとともに、引き続き、
7 様々な機会を通じて、地籍調査の進捗が遅れている市区町村に対して国及び
8 都道府県から働きかけを行う必要がある。
- 9 ・ また、地籍調査の実施主体における体制の確保を図るため、計画準備や工
10 程管理も含めた包括的な民間委託の制度(国土調査法第10条第2項)の活
11 用促進、地籍アドバイザー⁷の活用、国の基本調査や都道府県の取組を通じ
12 た支援等に引き続き取り組む必要がある。

13 14 ③ 測量等の技術発展を踏まえた地籍調査の効率化

- 15 ・ 有人航空機、UAV⁸(いわゆるドローン等の無人航空機)、人工衛星、移動
16 計測車両⁹等に搭載される各種センサの性能向上に伴う空中写真、標高デー
17 タ等の位置精度の更なる向上など、測量等に関する技術発展に合わせ、これ
18 らを地籍調査の効率化のために導入していくことを引き続き検討していく
19 必要がある。

20 21 ④ その他

- 22 ・ 上記で示した具体的方策以外にも、より戦略的に地籍調査を進める観点
23 から、引き続き、制度の見直しを検討する必要がある。

24 25 IV. おわりに

- 26
- 27 ・ 今後、より具体的な方策や次期計画に盛り込む内容などについては、土地所
28 有に関する基本制度等の検討状況とも整合を図りつつ、地籍調査の実施主体
29 である地方公共団体の意見聴取等も含めて、引き続き本小委員会において議
30 論を深める必要がある。
- 31 ・ また、国土調査法に基づく土地分類調査のあり方についても、次期計画を見
32 据えた議論を行う必要がある。
- 33 ・ このため、本小委員会としては、この中間とりまとめ以後も検討を継続し、
34 2019年夏頃を目途にとりまとめを行うことを予定している。

7 地籍調査に関する高度な知識を持った専門家であり、地籍調査実施中の市区町村等からの要望に応じて、登録されている地籍アドバイザーが派遣される

8 Unmanned Aerial Vehicle の略

9 移動計測車両による計測技術を Mobile Mapping System(MMS)という